14. 運 転 操 作 要 領

運　転　操　作　要　領

制定　平成13年４月１日
国東整電通第３号

第１章　総　　則

（目　　的）

第１条　国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程（平成13年４月１日付け国東整規第48号。以下「規程」という。）第17条第２項の規定に基づき、自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の運転又は操作に関する事項を定めることにより、自家用電気工作物の円滑なる運営を図ることを目的とする。

（操作責任者及び作業責任者）

第２条　指定技術者又は担当技術者（以下「技術者」という。）は、電気工作物に運転又は操作の責任者（以下「操作責任者」という。）及び運転又は操作以外の作業の責任者（以下「作業責任者」という。）を置く必要がある場合には、あらかじめ上司の承認を受けて指名するものとする。

（一般心得）

第３条　電気工作物の運転又は操作に従事する者（以下「操作者」という。）は、次に掲げるところにより運転又は操作をしなければならない。

一　電気事業法その他関係法令及び保安規程等をよく理解して、日常業務はもとより非常の場合に際しても迅速、適切かつ安全にその責務を行うこと。

二　電気工作物の設備、配電系、運転機能、機器等の特性を熟知しておくこと。

三　常に精神を平静に保つようにすること。

第２章　運転又は操作の安全確認

（操作前の心得）

第４条　技術者は、運転又は操作の指令をしようとするときは、関係者との連絡を確認のうえ操作責任者に指令しなければならない。

２．操作責任者は、前項に規定する指令を受けたときは、発令者の氏名、その目的、内容及びその予想される結果について確認してから運転又は操作（以下「操作等」という。）をしなければならない。

３．配電盤（操作盤を含む。）以外で機器を操作しようとするときには、必ずその機器のタブレット等を確認して操作者に渡し、操作者は、現場を確認してから操作しなければならない。

４．断路器の操作は、原則として２人以上で行わなければならない。

５．予定の操作等については、あらかじめその順序を検討しておかなければならない。

（操作時の心得）

第５条　機器の操作は、その目的を理解してから行い、盲目的な操作をしてはならない。

２．操作にあたっては、関係機器の表示灯の状態その他に注意し、配電盤（操作盤等を含む。）から操作するときは、模擬母線、関係表示灯及び計器類を確認しながら行わなければならない。

（操作後の心得）

第６条　操作者は、操作が終了したときは、その旨を操作責任者に報告し、操作責任者は技術者に報告するものとする。

２．操作責任者は、操作後送配電系統が従前と異なった場合には、その旨を技術者に報告し、技術者は関係者に連絡し徹底を図るものとする。

（引 継 ぎ）

第７条　操作者の交替の引継ぎは、運転日誌等により行い、次の事項については特に入念に口頭で補足説明し、引継者は、現状を確認してから引き継ぐものとする。

一　機器の運転状態及び受配電の状態

二　作業の内容及び現場の状況
三　その他必要な事項

第3章　安全心得

（装　　備）

第８条　操作者及び作業に従事する者（以下「作業者」という。）は、操作又は作業に従事するときは、次に掲げるところにより、装備しなければならない。

一　身軽で端正な服装であること。
二　保安防具（安全帽、絶縁手袋、足袋等）を必ず着用すること。
三　特殊な作業には、特に足ごしらえを厳重にすること。

（作業の秩序）

第９条　作業者は、作業責任者の指示に従い、次に掲げるところにより作業を行うものとする。

一　関係諸規則等に従うこと。
二　作業の着手又は引揚げは、特に作業責任者の指示に従うこと。
三　指示のない予定外の作業及び行動をしないこと。

（作業前の心得）

第10条　作業者は、疲労しているとき又は健康状態が不良のときには、自発的に作業責任者に申し出てその指示を受けるものとする。

２．作業責任者は、前項の者及び次に掲げる者を危険作業に従事させてはならない。

一　前夜の夜勤者
二　疲労が著しいと認める者

（保 護 具）

第11条　高所の作業には、必ず胴綱を用い、はしご等は滑り止めをつけて使用し、不安定な場所又は長時間使用する場合には結束して行わなければならない。

２．フック棒、絶縁台その他の保護具は、所定の場所に保管し定期的に試験

を行い、常に良好な状態に保たなければならない。

（作業の開始）

第12条　作業責任者は、技術者からの指令により接地を行い、接地が完全であることを確認した後、活線に近い部分から作業を開始するよう指示しなければならない。

（接　　地）

第13条　作業責任者は、接地をしようとするときには、必ず関係する断路器の開放を確認し、かつ、充電又は誘導電圧がないことを確認しなければならない。

２．接地は、なるべく見易く作業に支障のない場所で行い、作業場所が常に移動する場合には、あらかじめ定められた箇所に行うものとする。

３．接地箇所には、接地した旨の表示旗を立てなければならない。

（監　　視）

第14条　危険作業は、原則として２名以上で行うこととし、そのうち１名はなるべく専任で監視にあたるものとする。

なお、監視者が定められた場合には作業者は、監視者以外の者の監視に依存してはならない。

（作業終了時）

第15条　作業者は、作業終了間際に感電等による事故が発生しないよう作業現場から引揚げるまで注意を怠ってはならない。

２．作業終了の場合には、使用工具、残材料等の点検その他作業現場の後始末を完全に行わなければならない。

（作業終了の確認）

第16条　作業責任者は、作業が終了したときには、操作責任者と次に掲げる事項を確認して操作責任者に引継ぎを行い、その旨を技術者に報告するものとする。

一　作業前と作業後の変化

二　作業の完了

三　遮断器及び断路器の開放
四　接地の取り外し

（安全距離）

第17条　作業者は充電中の導体に、次表に示す距離以内に接近してはならない。

回路電圧（ボルト）	距離（センチメートル）
6,000	25
10,000	30
20,000	40
30,000	50
50,000	80
60,000	100

（運転操作細則）

第18条　事務所長は、特定の電気工作物の操作等に関して必要があるときは、運転操作細則を定めることができる。

２．事務所長は、前項に規定する運転操作細則を定め、又は変更しようとするときはあらかじめ局長の承認を受けるものとする。

附　　則

１．この運転操作要領は、平成13年４月１日から適用する。

２．運転操作要領（昭和42年７月７日付け東建河電42第36号）及び発動発電機保守要領（昭和42年７月７日付け東建河電42第31号）は、廃止する。

（白　紙）